

## 誓 約 書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 所在地

名 称

代表者

印

当方（役員等を含む）は、次に掲げる長崎市暴力団排除条例第2条第1号、同条第2号又は第12条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者のいずれにも該当しないことを誓約します。

### 【長崎市暴力団排除条例第2条第1号、同条第2号及び第12条】

#### （第2条）

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

#### （第12条）

市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施又は給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付において、暴力団を利さないため、暴力団員又は暴力団関係者（長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第16条に規定する社会的非難関係者をいう。以下同じ。）の公共工事等に係る契約（当該契約の下請け等に係る契約を含む。次条において同じ。）からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。